

調整給付金（不足額給付分）について

令和6年度に実施した当初調整給付金額について、令和6年分所得税等の実績から一部の方に不足額が生じるため、その不足額を支給します。

◆対象者

①令和5年分所得に比べ令和6年分所得が減少したこと、子どもの出生等で扶養親族が令和6年中に増加したこと、当初調整給付後に税額修正が生じたことなどの理由で昨年度に実施した当初調整給付額との間で差額が生じた方

②所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円で、税制度上扶養親族から外れてしまう方であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方のうち次に該当する方

・青色事業専従者、事業専従者(白色)の方 ・合計所得金額48万円超の方

◆給付額 ①当初調整給付額との差額（1万円単位で切り上げた額） ②4万円

◆申請方法

市で把握できた対象者については、昨年度当初調整給付支給口座もしくは公金受取口座へ振り込みます。支給金額等の案内を8月中旬より順次送付します。

なお、公金受取口座等の登録をしていない方には申請書を8月中旬より順次郵送します。オンラインフォームでのお手続き、同封の返信用封筒による郵送、市役所2階定額減税補足給付金給付事務局への持参にてご申請ください。

※事業専従者の方で専従主が他市町村在住の場合はお申し出ください。申請書類等を送付します。

◆申請期限 12月1日⑤

申請・問合せ 〒297-8511 茂原市道表1番地 定額減税給付金給付事務局（2階）
コールセンター 0120-559-003（8時30分～20時）

※個人情報を含むため、給付額や対象となるかについてのお問い合わせにはお答えできません。

住所証明書の無料交付が廃止となります

軽自動車等の車両登録の手続きなどの際に無料で交付している、個人・法人用の住所証明書が、地方公共団体の基幹業務システム統一・標準化および利用者負担適正化のため、11月4日から無料交付を廃止となります。

廃止後、個人用は、「住民票の写し」または「印鑑登録証明書」（各1通300円）、法人用は、「法人住所証明書」（1通300円）をご利用ください。

変更前

証明書の名称	手数料
個人住所証明書	無料
法人住所証明書 (軽自動車申告用)	



変更後（11月4日～）

証明書の名称	手数料
住民票の写し 印鑑登録証明書	1通300円
法人住所証明書 ※予定	

問合せ 市民課（2階） ☎(20)1502 FAX(20)1600
市民税課（2階） ☎(20)1577 FAX(20)1609